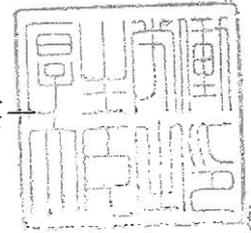




厚生労働省発食安第1204007号
平成20年12月4日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 舩添 要一



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第6号の規定に基づき、と畜場
法（昭和28年法律第114号）第9条の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとする
ときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、
その内容上、食品安全基本法第11条第1項第1号に掲げる食品健康影響評価を行うことが
明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

と畜場法第9条の規定に基づき定められたと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第
44号）第7条第1項各号に掲げると畜業者等の講ずべき措置に係る基準に、次の内容を
新たに追加する場合。

とさつに当たっては、ピッシング（とさつ時のワイヤーによる脳及びせき髄の破
壊）を行わないこと。



と畜場法施行規則の一部改正について (ピッシングの中止)

1 経緯

- (1) ピッシングについては、これにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、平成17年5月の食品安全委員会における「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において、食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある、とされた。
- (2) 厚生労働省においては、従来から食肉の安全性確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んできたところ、平成20年10月末現在、ピッシングの中止が完了していない施設は6施設であり、ピッシングの中止が未完了の施設については、平成21年3月末までには中止が完了する見込みである。

2 改正内容について

食肉の安全性確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、ピッシングの廃止に向けて取り組んできたところ、今年度末をもって、牛をと畜するすべてのと畜場においてピッシングの中止が完了する見込みであることから、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第7条第1項に規定すると畜業者等の講ずべき衛生措置として、ピッシングを実施してはならないことを規定するものである。

（現行）規定なし

（改正案）とさつに当たっては、ピッシング（とさつ時のワイヤーによる脳及びせき髄の破壊）を行わないこと。

3 今後の対応

と畜場法施行規則の一部改正について、パブリックコメント、WTO通報等の所要の手続きを行う。

我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価
平成17年5月 食品安全委員会
(一部抜粋)

3 諮問項目に関する評価と見解

3. 3 SRM除去によるリスク低減効果に関する見解

(前略)

ピッシングは、その実施によりスタンニング孔から脳・せき髄組織が流出し、食肉及びと畜場の施設等が汚染される可能性や、脳・せき髄組織が血液を介して他の臓器に移行する可能性があるとの指摘がなされており、食肉の安全性を確保する上で、その廃止を進める必要がある。現在、約3割のと畜場においてピッシングが廃止されているが、さらにピッシングの廃止を進めていく必要があり、ピッシングについて「引き続き中止の方針で検討を進める」とする厚生労働省の方針は重要ではあるが、今後さらに、具体的な目標を設定した実施計画を策定し、できる限り着実かつ速やかに実行する必要がある。

4 結論

② SRM除去の徹底

SRM除去は、我が国における人のvCJDリスクの低減に寄与する重要な対策である。そのため、SRM管理に関する施策の遵守状況と適切なSRM汚染防止方法の実施状況を確認するため、と畜場における実態調査を定期的を実施することはリスク回避に有効である。

食肉のBSE汚染リスクをさらに低減させるために、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。せき髄組織の飛散防止、と畜解体方法に関する衛生標準作業手順（SSOP）の遵守については、引き続き徹底することとし、SRM管理措置の有効性について検証していくことが重要である。スタンニングについても、有効な代替技術が現状では見当たらないが、今後、有効な方法の導入について検討することが重要である。

食品安全基本法（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）

（食品健康影響評価の実施）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
 - 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
 - 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。
- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 五（略）

六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第六条、第九条、第十三条第一項第三号若しくは第十四条第六項第二号若しくは第十三号の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第十四条第七項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

七 十四（略）

2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、関係各大臣は、食品の安全性の確保に関する施策を策定するため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴くことができる。

ピッシングに関する実態調査結果について

平成20年6月

厚生労働省食安全部

1 調査の趣旨

ピッシングについては、これにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、また、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」(平成17年5月6日内閣府食品安全委員会)において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。

厚生労働省としては、従来から食肉の安全性の確保と従事者の安全確保の両立に配慮しつつ、廃止に向けて取り組んでいるところであり、平成17年11月には、3年間のと畜場毎の対応方針を公表したところである。

今般、各自治体を通じて平成20年3月末現在の対応状況を調査したところ、その結果は以下のとおり。

2 調査結果(平成20年3月末現在)

(1)ピッシング中止施設数

	中止している施設	中止していない施設	合計
平成16年10月末時点	45(28%)	115(72%)	160
平成17年9月末時点	68(42%)	93(58%)	161
平成18年2月末時点	79(49%)	82(51%)	161
平成18年10月末時点	95(60%)	64(40%)	159
平成19年3月末時点	109(70%)	47(30%)	156
平成19年10月末時点	120(78%)	34(22%)	154
平成20年3月末時点	144(94%)	10(6%)	154

○ 中止していない10施設におけるピッシング中止状況

- (内訳)
- ・ H20年6月現在中止済 4 施設
 - ・ H20年度中に対応完了予定 6 施設

(2) 各自治体毎の対応

	完全に中止をしている自治体	一部の施設が中止している自治体	ピッシングを中止していない自治体	合計
平成16年10月末時点	7(9%)	17(22%)	52(68%)	76
平成17年9月末時点	17(22%)	18(24%)	41(54%)	76
平成18年2月末時点	22(29%)	18(24%)	36(47%)	76
平成18年10月末時点	34(45%)	13(17%)	29(38%)	76
平成19年3月末時点	40(53%)	13(17%)	23(30%)	76
平成19年10月末時点	48(54%)	10(18%)	18(31%)	76
平成20年3月末時点	67(88%)	3(4%)	6(8%)	76

○ 中止していない9自治体における状況(H20.6.10現在 ()内は施設数)

- ・ 中止済み 4自治体(4施設)

岐阜県(1)
広島市(1)
西宮市(1)
福山市(1)

- ・ 平成20年度中に対応予定 5自治体(6施設)

東京都(1)
大阪府(2)
和歌山県(1)
横浜市(1)
岡山市(1)

(参考)今後のピッシング中止予定頭数(推計)

	ピッシングを中止していない施設数	ピッシングを中止している施設数	ピッシングを中止している施設の割合	ピッシングを中止している牛のと畜頭数の割合
平成19年10月末時点	34	120	78%	66%
平成20年3月末時点	10	144	94%	84%
平成20年度末時点(予定)	0	154	100%	100%

※ 頭数は平成19年度のと畜頭数(約122万頭)をもとに推計